

# 白山市議会政務活動費の交付に関する規則

平成17年3月30日

議会規則第5号

改正 平成25年2月15日議会規則第1号

平成28年12月20日議会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、白山市議会政務活動費の交付に関する条例(平成17年白山市条例第232号。以下「条例」という。)の規定に基づき、政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった議員について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該議員に政務活動費交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付請求)

第4条 議員は、政務活動費の交付の日の15日前までに、市長に対し、政務活動費交付請求書(様式第3号)を提出するものとする。

(収支報告書の写しの送付)

第5条 議長は、条例第6条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(交付金の額の確定)

第6条 市長は、収支報告書を審査し、調査研究その他の活動の内容に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、当該議員に対し、政務活動費交付確定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

第7条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製するとともに、支出の根拠となる書類等を整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過す

る日まで保管しなければならない。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成25年2月15日議会規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の白山市議会政務活動費の交付に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成28年12月20日議会規則第1号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

（あて先）白山市長

（白山市議会議長経由）

議員名

⑩

### 政務活動費交付申請書

白山市議会政務活動費の交付に関する規則第2条の規定により、次のとおり申請します。

交付申請額（ 年度分） 円  
（月 円× 月）

様式第2号（第3条関係）

第 号  
年 月 日

様

白山市長



政務活動費交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度政務活動費交付金については、次のとおり交付決定したので、白山市議会政務活動費の交付に関する規則第3条の規定により通知します。

年度政務活動費交付決定額 円

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

（あて先）白山市長

（白山市議会議長経由）

議員名

⑩

政務活動費交付請求書

白山市議会政務活動費の交付に関する規則第4条の規定により、次のとおり政務活動費を請求します。

金

円

ただし

年

月分～

年

月分

様式第4号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

白山市長



政務活動費交付確定通知書

年 月 日付け政務活動費収支報告書を審査の結果、白山市議会  
政務活動費の交付に関する規則第6条の規定により、次の金額を交付金とし  
て確定したので通知します。

年度政務活動費交付確定額 円